グリーンツーリズム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農山村での観光客の受入れを通じ、農林業者の所得向上を図るため、グリーンツーリズム推進事業を実施する団体等を支援し、又は当該事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) グリーンツーリズム推進事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 市民農園事業
 - イ 農林家民泊事業
 - ウ 観光農園・交流施設事業
 - 工 地区推進事業
 - (2) 事業実施者 この要綱において「事業実施者」は、次に掲げる者とする。
 - ア 市町村
 - イ 農業協同組合
 - ウ森林組合
 - 工 農地所有適格法人
 - オ 市民農園を開設する農業者(以下「市民農園開設者」という。)
 - カ 農業者又は林業者で組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。)、若しくはこれらを主たる構成員とする協議会(以下「農業者又は林業者で組織する団体若しくは協議会」という。)
 - キ 農林家民泊事業にあっては、和歌山県農家民泊施設等認定要綱(平成18年制定) に基づき認定を受けた者に限る。
 - ク その他知事が認める団体
 - (3) 事業費 この要綱において「事業費」は、事業実施者が実施するグリーンツーリズム 推進事業に要する経費をいうものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、農林業者の所得向上を図るため、市町村がグリーンツーリズム推進事業を行う事業実施者(市町村を除く。)を補助する事業又は市町村が行うグリーンツーリズム推進事業とする。

(事業実施主体)

第4条 この要綱において、事業実施主体は、前条の事業を実施する市町村とする。

(交付の対象経費、補助率等)

第5条 補助対象事業における補助金交付の対象経費、補助率等は、次のとおりとする。

55条 補助対象事業における補助金交付の対象経費、補助率等は、次のとおりとする。							
メニュ	- 事業実施者	対象経費	補助率及び補助限度額				
(事業	•						
経費)							
市民農	園 市町村、農	事業実施者(市町村を除く。)	市町村が補助する場合にあって				
	業協同組	が行う市民農園の整備に対して	は補助対象経費の1/2以内(事				
	合、農地所	市町村が補助する経費又は市町	業費の1/3を超えないこと。)、				
	有適格法	村が行う市民農園の整備に要す	市町村が事業を行う場合にあっ				
	人、市民農	る経費	ては補助対象経費の1/3以内。				
	園開設者又	「ほ場区画、園内路、駐車場、	ただし、補助限度額は、1か所				
	は農業者で	農機具、収納施設、休憩施	当たり1、300千円とする。				
	組織する団	設など					
	体若しくは						
	協議会						
農林家	民 和歌山県農	和歌山県農家民泊施設等認定要	補助対象経費の1/2以内(事				
泊	家民泊施設	綱に基づき認定を受けた農林家	業費の1/3を超えないこと。)。				
	等認定要綱	民泊の営業に当たり、事業実施	ただし補助限度額は1か所当た				
	に基づき認	者が行う農林家民泊施設の整備	り500千円とする。				
	定を受けた	及び改修に対して市町村が補助					
	農林業者	する経費					
		「宿泊施設の改装(トイレ、					
		浴室、台所等)、寝具、防					
		火器具、避難誘導器具など					
観光農	園市町村、農	事業実施者(市町村を除く。)	市町村が補助する場合にあって				
・交流	施業協同組	が行う観光農園・交流施設の整	は補助対象経費の1/2以内(事				
設	合、森林組	備に対して市町村が補助する経	業費の1/3を超えないこと。)、				
	合、農地所	費又は市町村が行う観光農園・	市町村が事業を行う場合にあっ				
	有適格法	交流施設の整備に要する経費	ては補助対象経費の1/3以内。				
	人、農業者	直売施設、加工施設、飲食	ただし、補助限度額は、1か所				
	又は林業者	施設、交流に必要な資材、	当たり3,500千円とする。				
	で組織する	駐車場など					
	団体若しく						
	は協議会						
地区推	進市町村、農	事業実施者が事業を実施する地	補助対象経費の、1/2以内。				
	業協同組	区への集客増加を図るための取	ただし、補助限度額は、1地区				
	合、森林組	組に要する経費	当たり500千円とする。				
	合、農地所						

有適格法
人、農業者
又は林業者
で組織する
団体若しく
は協議会モニターツアーの開催、専
門家の招へい、PRパンフ
レットの作成など
しっトの作成など
は協議会

2 補助金の上限額は、1 市町村当たり3,500千円以内とする。ただし、2以上のメニューに取り組む場合は、5,000千円以内とする。

(事業実施に当たっての留意事項)

- 第6条 事業実施に伴い施設を導入するに場合は、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 補助対象とする事業費は、事業実施地区の実情に即した適正な価格により算出し、施設の規模及び構造は、事業の目的に合致したものでなければならない。
 - (2) 事業実施者が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

(交付申請書の添付書類の様式)

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	各1部	別に定める。
収支予算書	別記第2号様式		

2 申請書を提出するに当たって、事業実施者において当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施者に係る部分については、この限りでない。

(交付条件)

- 第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。) しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分(当該補助対象事業費の30パーセント以下の配分変

更を除く。) 又は総事業費を変更 (1,000千円以内の増減を除く。) しようとする 場合

- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号イに該当しない経費の配分の変更又は総事業費の変更については、グリーンツー リズム推進事業変更届(別記第3号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変 更収支予算書(別記第2号様式)を添えて知事に報告すること。ただし、事業完了時 点に事業費の軽微な変更が判明した場合は、実績報告をもって替えることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施者は、次の条件に従うこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施者において当該補助金に係る消費税仕入 控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければなら ない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施者において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても 善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的 な運営を図らなければならないこと。
- (6) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、農林家民泊施設の整備及び改修に関しては、事業完了後5年間を耐用年数に相当する期間とする。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿 及び書類を補助金の交付を受けた最終年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 事業実施者を補助する市町村は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し県から付された条件と同じ条件を付さなければならないこと。

(事業計画の変更)

- 第9条 第8条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第5号様式)、変更事業計画書(別記第1号様式)、及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。
- 2 第8条第1号ウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、グリーン

ツーリズム推進事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第10条 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、 グリーンツーリズム推進事業補助金変更交付申請書(別記第7号様式)に変更事業計画書 (別記第1号様式)、変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければ ならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	1 部	当該補助事業が完了 した日から30日以 内又は翌年度の4月 10日のいずれか早 い日
収支精算書	別記第8号様式	1 部	

(補助金の概算払)

第12条 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、グリーンツーリズム推進事業補助金概算払請求書(別記第9号様式)に請求の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第13条 事業実施主体は、事業完了の翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況報告書を作成し、その結果を別記第10号様式により、当該年度の翌年度の4月末日までに 知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第14条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振 興局長を経由しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。 (交付要綱の廃止)
- 2 地域活性化アグリビジネス支援事業補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)は、 廃止する。